表１　モニターイオンの例

検出器 ＼ 対象物質	別表第17の２の２⑷エ①に該当する検出器	別表第17の２の２⑷エ②に該当する検出器	
	モニターイオン（m／z）	プリカーサイオン（m／z）	プロダクトイオン※（m／z）
臭素酸	127、129	127、129	95、97、111、113

※プロダクトイオンをモニターイオンとする。

５　検量線の作成

臭素酸標準液を段階的にメスフラスコ４個以上に採り、それぞれに精製水を加えて100mlとする。この場合、調製した溶液の臭素酸の濃度は、上記４⑴に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。以下上記４⑵と同様に操作して、臭素酸の濃度とピーク高さ又はピーク面積との関係を求める。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４⑴及び⑵と同様に操作して試験溶液中の臭素酸の濃度を求め、検量線の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４⑵に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±10％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±10％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第19の６及び別表第19の２の６中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「上記４⑴に示す検水」を「検量線」に改める。

別表第19の３の２⑴ウ中「最適条件に調整した」を「対象物質の最適条件に設定できる」に改め、同６中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「上記４⑴に示す検水」を「検量線」に改める。

別表第20の６中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「上記４⑴に示す検水」を「検量線」に改める。

別表第24の２⑵ウ中「221nm」及び「284nm」の下に「付近」を加え、同６中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「上記４⑴に示す検水」を「検量線」に改める。

別表第25の１⑸中「10000倍（内部標準液Ａ）及び100000倍（内部標準液Ｂ）」を「1000～100000倍」に、「2500倍（内部標準液Ａ）及び25000倍（内部標準液Ｂ）」を「250～25000倍」に、「Ａ液では0.1μg、Ｂ液では0.01μg、又は、」を「0.01～１μg又は」に、「Ａ液では0.4μg、Ｂ液では0.04μg」を「0.04～４μg」に改め、同４①中「10mlに対して５μlの割合で内部標準液Ｂを」を「に内部標準液を試験溶液の内部標準物質濃度がジェオスミンーd₃がおおむね0.005～0.5μg／Ｌ及び２，４，６ートリクロロアニソールーd₃がおおむね0.02～２μg／Ｌとなるよう一定量」に改め、同５中「内部標準液Ａを１ml」を「内部標準液を一定量」に、「精製水10mlに対して５μl」を「一定」に改め、「超えてはならない」の下に「。また、内部標準物質の濃度が上記４⑴に示す試験溶液の内部標準物質濃度と同一になるよう調整する」を加え、「（内部標準液Ｂを注入する操作は除く。）」を削り、同６中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「上記４⑴に示す検水」を「検量線」に改める。

別表第26の４①中「0.50～0.85」を「0.40～0.85」に、「内部標準液Ｂを検水10mlに対して５μlの割合で」を「内部標準液を試験溶液の内部標準物質濃度がジェオスミンーd₃がおおむね0.005～0.5μg／Ｌ及び２，４，６ートリクロロアニソールーd₃がおおむね0.02～２μg／Ｌとなるよう一定量」に改め、同５中「内部標準液Ａを１ml」を「内部標準液を一定量」に、「精製水10mlに対して５μl」を「一定」に改め、「超えてはならない」の下に「。また、内部標準物質の濃度が上記４⑴に示す試験溶液の内部標準物質濃度と同一になるよう調整する」を加え、「（内部標準液Ｂを注入する操作は除く。）」を削り、同６中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「上記４⑴に示す検水」を「検量線」に改める。

別表第27の６中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「上記４⑴に示す検水」を「検量線」に改める。

別表第27の２の４⑴中「内部標準液Ｂを検水量10mlに対して５μlの割合で」を「内部標準液を試験溶液の内部標準物質濃度がジェオスミンーd₃がおおむね0.005～0.5μg／Ｌ及び２，４，６ートリクロロアニソールーd₃がおおむね0.02～２μg／Ｌとなるよう一定量」に改め、同５中「内部標準液Ａを１ml」を「内部標準液を一定量」に改め、「超えてはならない」の下に「。また、内部標準物質の濃度が上記４⑴に示す試験溶液の内部標準物質濃度と同一になるよう調整する」を加え、「（内部標準液Ｂを注入する操作は除く。）」を削り、同６中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「上記４⑴に示す検水」を「検量線」に改める。

別表第28の６、別表第28の２の６、別表第29の６及び別表第29の２の６中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「上記４⑴に示す検水」を「検量線」に改める。

○厚生労働省告示第八十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の二及び第三の二の１の⑴中「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」に改める。

第三の二の１中「五年間」を「六年間」に改め、「都道府県計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府県がん対策推進計画、都道府県障害福祉計画等」を削り、「少なくとも五年ごと」を「六年ごと」に改め、同２中「については」の下に「、本基本方針に基づく医療計画の見直し後六年間を目途に」を加え、同２に次の一段落を加える。

また、在宅医療及び介護の連携の観点から、医療計画と介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下単に「都道府県介護保険事業支援計画」という。）及び同法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画（以下単に「市町村介護保険事業計画」という。）との整合性を図るため、医療計画の計画期間の中間年となる三年目においても、数値目標の設定並びに数値目標の達成状況の調査、分析及び評価等を行うものとする。

第四の二の１の⑴中「地域がん登録」を「健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十六条の規定による地域がん登録及びがん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録」に改め、同１の㈢中「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」に改め、同１の㈤を次のように改める。

㈤　精神疾患

統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患ごとに患者に応じた質の高い精神医療を提供する機能及び他の医療提供施設や福祉・介護事業所との地域連携を推進する機能

第四の二の１の㈦中「（ＤＭＡＴ）」の下に「及び災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）」を加え、「と活用計画」を「及び活用計画（日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）等の医療チームとの連携を含む。）」に、「広域搬送」を「広域医療搬送」に改め、「方法」の下に「（航空搬送拠点及び航空搬送拠点臨時医療